

事務連絡
令和4年2月8日

各〔都道府県
指定都市
中核市〕保育主管部（局） 御中

厚生労働省子ども家庭局保育課

オミクロン株の特性を踏まえた保育所等における感染症対策等について

保育施策の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

オミクロン株の感染拡大に伴い、保育所等の休園数が増加している中で、保育所等の果たす社会的機能を維持しつつ、保育所等における感染拡大を防止することが必要となっています。

そのため、本日、厚生労働大臣から、休園時の代替保育の確保を含め、オミクロン株の特性を踏まえた保育所等における感染症対策について、別添のとおり公表いたしました。

詳細については、追ってお示ししますが、取り急ぎ、内容についてご了知いただくとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いします。

(本件についての問合せ先)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL:03-5253-1111

(代替保育 : 内線4840、4848)

(感染症対策 : 内線4839、4854)

FAX:03-3595-2674

E-mail:hoikuka@mhlw.go.jp

保育所等における感染症対策について

保育所等における感染症対策

- オミクロン株の感染拡大に伴い、保育所の休園数が増加している中で、**保育所の果たす社会的機能を維持しつつ、保育所における感染拡大を防止することが必要**
- そのため、**手洗い等の基本的な感染症対策の徹底**とともに、**休園時の代替保育の確保**を含め、**地域の保育機能を維持**

代替保育への財政支援

- 保育所が休園となった場合で、休園した園での代替保育が実施困難な場合、他の園や公民館等、あるいは居宅に訪問して代替保育を実施する際の財政支援の特例を構築
 - 具体的には、災害時に保育所が使えなくなった場合の財政支援の特例と同様、一時預かり事業の特例措置により、他施設等で代替保育を実施する際の補助単価を通常の保育と同等の単価に設定するとともに、利用者負担を減免する
 - さらに、感染症対策の観点を踏まえ、居宅訪問型の一時預かり事業について、障害児に限らず実施可能とし、活用を図る
- これらに合わせ、**オミクロン株の特性を踏まえた感染症対策**として、以下の取組等を実施
 - ① **職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒などの基本的対策の徹底**
 - ② **感染リスクの高い活動を避ける、少人数に分割した保育、大人数での行事の自粛、保護者参加の行事の見合わせなどの対応**
 - ③ **保育士をはじめ保育所の職員に対するワクチンの追加接種の速やかな実施**
 - ④ **濃厚接触者である保育士等への早期復帰のための検査の積極的実施、**
 - ⑤ **発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については可能な範囲で、一時的に、マスク着用を推奨する**
(満2歳未満児には推奨しない。子どもや保護者の意図に反して無理強いしないなど、留意点を整理して現場に周知)